平成２６年（フ）第３６１号
岡山市北区三野２丁目２番44―３号、旧住所岡山市北区三野２丁目２番６号111
破産者　藤本　奉文
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３１号
岡山市南区福富西１丁目13番30号　103号室、旧住所岡山市南区浜野１丁目６番８―208号
破産者　森近　一則
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１７号
広島県呉市光町10番16号
破産者　第一食品工業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第２１号
山口県玖珂郡和木町和木５丁目８番37号
破産者　中谷ホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４３２号
広島市東区温品６丁目２番17号
破産者　伊**原**　春二
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８０号
広島市中区光南４丁目１番８―604号
破産者　寺田　幸子
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７６７号
札幌市厚別区青葉町３丁目２番６―901号
破産者　石岡　幸治
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２２号
仙台市泉区松陵４丁目24番地の８
破産者　遠藤　克弘
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４６０号
仙台市太白区中田町字前沖北85番地の６　セジュール三浦Ｉ―102、従前の住所仙台市太白区東中田２丁目７―32　ウィンベルコーラス南仙台601号
破産者　佐藤　浩行
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
福島県いわき市石森２丁目19番地の７
破産者　本田　和弘
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第４０号
福島県いわき市小名浜西君ケ塚町14番地の22　レセンテヒル103
破産者　松尾　浩史
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第７２号
茨城県北茨城市磯原町豊田1197番地
破産者　鈴木　嶺子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４６３号
さいたま市緑区東浦和２丁目５番地３　金丸アネックスビル201
破産者　永田　英行
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７９９号
埼玉県桶川市末広３丁目３番15号　桶川ハイツ102号、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区大字蓮沼970番地１
破産者　**柗**浦　　清
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１００５号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目1064番地
破産者　町田　　尊
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７１号
新潟県長岡市宮本町３丁目2075番地１
破産者　石井　喜内
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
新潟県柏崎市希望が丘２番１―204号　市営半田住宅Ａ号棟、前住所新潟県柏崎市ゆりが丘７番10号
破産者　星野　英隆
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
新潟県長岡市大山１丁目13番地11
破産者　長谷川弘志
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
富山県魚津市経田西町12番28号ベガ201
破産者　濱田　留奈
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部